

日本人民士議論(卷)

印館公

離婚届									
姓		名		年		月		日	
受理第	年	月	日	号	送付第	年	月	日	号
香港総領事館									
被調査者		戸籍記載		記載調査		調査票		附註	
氏名	夫 甲野義太郎	妻 甲野梅子	年 15年6月23日	香 港 英 皇 道 1 号 パーカリース	香 港 英 皇 道 1 号 パーカリース	19年10月5日		住民票番地	通知番地
生年月日	昭和 15年6月23日			111-7910-53A	番地	91-50B	番地	番地	番地
* 住 所	出港主の氏名								
本籍	東京都千代田区平河町1丁目4番地								
(外國人のときは 国籍とけいさく でなくださない)	華語者の氏名								
父の母の姓	甲野幸太	夫の父 甲野幸太	妻の夫 乙野志治	夫の母 甲野松	夫の夫 乙野志治	妻の母 乙野春子	夫の妻 甲野松	夫の妻 乙野春子	夫の妻 乙野春子
離婚の種別	統合柄	統合柄	統合柄	統合柄	統合柄	統合柄	統合柄	統合柄	統合柄
婚姻前の氏名	夫の姓	夫の姓	夫の姓	夫の姓	夫の姓	夫の姓	夫の姓	夫の姓	夫の姓
もどる者の本籍	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
未成年の子の氏名	行なう子	行なう子	行なう子	行なう子	行なう子	行なう子	行なう子	行なう子	行なう子
同居の期間	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から	昭和43年8月から
別居する前の住所	香港英皇道1号パーカリース								
別居する前の世帯のおもな仕事	運営している世帯								
夫 妻の職業	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 妻の職業								
その他									

昭和 平成
年 月 日届出

殷 事 食 級 級 紙 香 港

氏名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子	氏名
生年月日	昭和 15 年 6 月 23 日	昭和 19 年 10 月 5 日	生年月日
住所	香港 英皇道 1 号 ハーリーズ 番地 号	香港 英皇道 1 号 ハーリーズ 番地 号	住所
	110-791-53A	97-50B	世帯主の氏名

本籍	東京都千代田区平河町1丁目4	番地	番地
華語者 の氏名	甲野 美太郎	姓の父	野志 治
夫の父	甲野 章	妻の父	乙野
夫の母名	甲野 勇	夫の母名	乙野
父の母名	甲野 道	父の母名	乙野

妻の本籍に (はそいてくださいい)	母	母	長男	松子	春子	長女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	年	月	日	成立	審判
	<input type="checkbox"/> 調停					判決
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	は	もとの戸籍に	もどる	年	年
	<input type="checkbox"/> 夫	は	新しい戸籍を	くる	月	月
もどる者の本籍					日確定	日確定

未成年の子の名 氏
同居の期間 同居開始のとき
別居する前の住 住

別居する前の世帯の夫もな仕事上	□1. 働業たりとしている世帯	□2. 働業とその他の仕事を持つていてる世帯
	□3. 店や事務所を持つて、自由業。前二業。	□4. 管理・販売・医療・保健技術者、専門学校卒業などの勤労者世帯
	□5. あてはまうらばい勤労者世帯(臨時・日雇)	□6. その他の世帯
	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31までに届出をするときだけ書いてください)	
	上	
	夫妻の職業	

元	印	署名	出人	夫	太郎	印	甲	軍	子	印
の				印	義	義	甲	野	林	印

記入の注意

1. **届け出さざる旨の証明書**を提出する。ただし、
この届書は長年保存されますので、効力や
外國の法律で離婚したときは、3か月以内
証明書、これらの証明書は後記 9. の届書
えて出してください。この場合は延人欄は
外國文の証明書には翻訳者を記入せば可い。
 - 2.

姓 名		印	甲 野 太 郎	印	乙 山 夏 子	印
生 年 月 日	昭和 23年 10月 5日		昭和 30年 3月 8日			
住 所	香港 太古城 太古灣道 11號		香港 北角 布廠道 104號		香港 大廈 19F,A室	番地 番号
本 籍	東京都 千代田区霞が関		東京都 大田区蒲田		東京都 大田区蒲田	番地 番号

→ 3. 父母がいまだ婚姻しているときは、母の氏はつかないで、名だけを書いてください。
養父母についても同様に書いてください。

卷之三

5. 外國の一方が外國人のときは、日本人について本籍と通籍者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書き、外国人について筆頭者の氏名欄の余白に「夫（または妻）の国籍同國」と書いてください。

→ 6. 未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。

→ 7. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

→ 8. 別居をする前の夫婦の年齢は多少か異なっても、一ヶ月以内に夫婦の年齢差が3歳以上ある場合は、

9. 先端が丸い封筒のときは、届書を通常通り郵便局に持参する人が新しい戸籍を手取る別の中間封筒には、(西)夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。また、登録印を捺す際は、

当事者及び係属人2名が生還す

卷之三

印甲野太郎